



市 章

大津市公報

平 成 29 年 3 月 23 日
号 外 (第 14 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

議 会 議 長 告 示

- 1 大津市議会政務活動費交付規程の一部改正..... 1

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第 1 号

大津市議会政務活動費交付規程 (平成22年議会議長告示第 5 号) の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月23日

大津市議会議長 鷲 見 達 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第 7 条関係)		別表 (第 7 条関係)	
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
市外旅行	1 - 略 -	市外旅行	1 - 略 - 2 <u>旅費算定基準は、大津市職員等の旅費に関する条例 (昭和32年条例第31号。以下「旅費条例」という。)を準用する。</u> 3 <u>概算払に係る旅費の支給を受けた場合は、当該旅行終了後、5日以内に旅費の精算をしなければならない。なお、宿泊を伴う場合には、宿泊に係る領収書を支出伝票に添付しなければならない。</u> 4 <u>自家用車 (議員本人が所有する道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第 2 条第 2 項に規定する自動車のうち二輪自動車以外のものをいう。)による場合は、次の各号の全てに該当し、自家用車による出張計画表 (別記様式第 9 号) を、事前に議長に提出した場合に限り、次項に定める基準により算定する。</u> <u>県外出張</u> <u>複数名による出張</u> <u>公共交通機関利用と比べて旅費が安価</u>
	2 <u>旅費算定基準は、大津市職員等の旅費に関する条例 (昭和32年条例第31号。以下「旅費条例」という。)を準用するほか、自家用車 (議員本人が所有する道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第 2 条第 2 項に規定する自動車のうち二輪自動車以外のものをいう。)による場合は、次の各号の全てに該当し、自家用車による出張計画表 (別記様式第 9 号) を、事前に議長に提出した場合に限り、次項に定める基準により算定する。</u> <u>県外出張</u> <u>複数名による出張</u> <u>公共交通機関利用と比べて旅費が安価</u>		

	3 - 略 -		5 - 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
		補助職員 の雇用	1 <u>会派において補助職員を雇用する 場合の人件費については、補助職 員が政務活動のほか、他の関連業 務に従事する場合は、調査研究活 動等への従事時間、日数等に応じ た割合により按分する。なお、按 分割合を求め難いときは、当該補 助職員の人件費の 2 分の 1 を上限 とする。</u>
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
閲覧対象	1 閲覧対象は、次の各号に掲げる ものの写しとする。 収支報告書 収入伝票 支出伝票 出納簿 視察研修結果報告書 2 - 略 -	閲覧対象	1 閲覧対象は、次に掲げるものの 写しとする。 収支報告書 収入伝票 支出伝票 出納簿 視察研修結果報告書 備品台帳 2 - 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。